（様式１）

愛媛県における令和７年国勢調査広報業務に関する質問書

令和　　年　　月　　日

１　質問者に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 担当部署名 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

２　質問内容

|  |  |
| --- | --- |
| 質問1 |  |
| 質問２ |  |

（注１）３つ以上の質問がある場合は、欄を追加して記入すること。複数ページとなっても差し支えない。

（注２）質問書は所定の期限までに電子メールで送信することとし、送信後、電話で到着確認を行うこと。

（様式２）

愛媛県における令和７年国勢調査広報業務

参加申込書

令和　　年　　月　　日

　愛媛県知事　中村　時広　様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　愛媛県における令和７年国勢調査広報業務の企画提案に参加を申し込みます。

　企画提案募集要領３の参加資格については、必要な要件を満たしており、これが事実と相違ないことを誓約します。

　また、参加に当たり愛媛県から提供を受ける図画等の資料については、企画提案以外の目的で使用してはならないことを理解し、所定のガイドライン等に従って取り扱うことを誓約します。

参加者に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 所在地 | 〒 |
| 担当部署名 |  |
| 電話番号 |  |
| 責任者 | 職氏名 |  |
| メールアドレス |  |
| 担当者 | 職氏名 |  |
| メールアドレス |  |

（注１）責任者については、担当者の上席の者とすること。

（注２）共同事業体で参加する場合は、共同事業体届出書（様式２－１）を添付すること。この場合、本様式については、共同事業体の代表である構成員が、各構成員の委任を受けて提出すること。

（様式２－１）

愛媛県における令和７年国勢調査広報業務

共同事業体届出書

令和　　年　　月　　日

　愛媛県知事　中村　時広　様

共同事業体の名称

（代表者である構成員）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（代表者以外の構成員）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　愛媛県における令和７年国勢調査広報業務について、共同事業体として企画提案に参加します。

　参加に当たり、各構成員は別紙記載の事項に関する一切の権限を代表者に委任します。また、代表者は別紙の印鑑を使用印として届け出ます。

　受託業務については、別に提出する共同事業体協定書に基づき、各構成員が連帯して実施します。

　なお、企画提案募集要領３の参加資格については、各構成員が必要な要件を満たしていることを確認しました。

　以上、事実に相違ないことを誓約します。

（注１）別紙１の作成例を参考に作成した委任事項及び印鑑届を添付すること。

（注２）別紙２の作成例を参考に作成した共同事業体協定書を提出すること。

（様式２－１　別紙１　委任事項及び印鑑届の作成例）

委任事項

１　参加申込に関する事項

２　企画提案及び企画提案に関する愛媛県との調整協議に関する事項

３　見積、契約の締結、委託代金の請求及び受領に関する事項

４　受託業務に関する届出及び報告並びに愛媛県との調整協議に関する事項

印鑑届

|  |
| --- |
| 使用印 |

（様式２－１　別紙２　共同事業体協定書の作成例）

愛媛県における令和７年国勢調査広報業務に係る

共同事業体協定書

　（目的）

第１条　当共同事業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

　(１)　愛媛県が発注する愛媛県における令和７年国勢調査広報業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。）の受託

　(２)　前号に付帯する事業

　（名称）

第２条　当共同事業体は、　　　　　　　　　　（以下「共同事業体」という。）と称する。

　（事務所の住所）

第３条　共同事業体は、事務所を、　　　　　　　　　　に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　共同事業体は、令和　年　月　日に成立し、第１条に規定する業務の委託契約の履行後三箇月を経過するまでの間は解散することができない。

２　共同事業体は、第１条に規定する業務を受託することができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員の住所及び名称）

第５条　共同事業体の構成員は、次のとおりとする。

　　所在地

　　商号又は名称

　　代表者職氏名

　　所在地

　　商号又は名称

　　代表者職氏名

　　（以下構成員を列記）

　（代表者の氏名）

第６条　共同事業体は、　　　　　　　　　　を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　共同事業体の代表者は、第１条に規定する業務の履行に関し、共同事業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託料（前払金及び部分払い金を含む。）の請求、受領及び共同事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（構成員の責任）

第８条　各構成員は、第１条に規定する業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第９条　共同事業体の取引金融機関は、　　　　銀行　　　　支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

　（決算）

第10条　共同事業体は、第１条に規定する業務の完了後当該業務について決算するものとする。

　（権利義務の譲渡の禁止）

第11条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

　（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第12条　構成員は、発注者及び構成員全体の承認がなければ、共同事業体が第１条に規定する業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第１条に規定する業務を完成する。

　（構成員の除名）

第13条　共同事業体は、構成員のいずれかが、第１条に規定する業務において重要な義務の不履行、その他の除名にし得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項の規定を準用するものとする。

　（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第14条　構成員のうちいずれかが第１条に規定する業務途中において破産又は解散した場合においては、第12条第２項の規定を準用するものとする。

　（代表者の変更）

第15条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

　(解散後の瑕疵担保責任)

第16条　委託業務共同事業体が解散した後においても、第１条に規定する業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　(協定書に定めのない事項)

第17条　この協定書に定めのない事項については、別途定めるものとする。

　　　　　　　　　　　外　社は、上記のとおり、共同事業体を結成したので、その証拠としてこの協定書　通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、発注者に提出するほか、各自所持するものとする。

　　令和　　年　　月　　日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（以下構成員を列記）

（様式３）

愛媛県における令和７年国勢調査広報業務

企画提案提出書

令和　　年　　月　　日

　愛媛県知事　中村　時広　様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　愛媛県における令和７年国勢調査広報業務に係る企画提案書を下記のとおり提出します。

記

企画提案書　10部

（注）共同事業体で参加する場合、本様式については、共同事業体の代表である構成員が、各構成員の委任を受けて提出すること。